

兵庫県試験・分析技術研究会 会則

(名称)

第1条 本会は兵庫県試験・分析技術研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は試験・分析技術に関して、会員相互の連携と協調を図るとともに、兵庫県における産業技術の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究
- (2) 情報及び意見交換
- (3) 兵庫県立工業技術センター事業に対する協力・要望助言
- (4) その他本会の目的の達成に必要なと認める事項

(組織)

第4条 本会は試験・分析技術に関連する企業、試験研究機関、大学、諸団体で組織し、正会員、特別会員により構成される。

第5条 会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 原則として兵庫県内で試験・分析技術に関する事業所を有する者であつて、役員会で承認された者
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、かつ会員の推薦により役員会が承認した者

第6条 本会は事務局を兵庫県立工業技術センター内に置く。

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名(内1名は会計担当)
- (4) 監 査 1名
- (5) 顧 問 若干名

第8条 会長は本会 幹事のうちから本会総会の承認を得て選任する。副会長、幹事、監査は、本会員の互選により選任する。顧問は、会長経験者を選任する。

第9条 会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐する。幹事は会務を運営し、事業の執行にあたる。監査は会計を監査する。顧問は、本会に助言する。

第10条 役員員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会及び役員会)

第11条 定期総会は毎年1回会長が召集し、事業事項、会計事項、役員員の選出、その他必要事項を審議承認する。

第12条 役員会は原則として毎年3回会長が召集し、事業計画、予算編成、その他本会の運営について、協議、執行する。

第13条 役員会は会長、副会長、幹事、監査、顧問をもって構成する。

(議事)

第14条 本会の議事は会長が議長となり、会員の過半数により決定するものとする。

(会費及び会計)

第15条 本会の経費は会費及び他の収入をもって充てる。

第16条 本会の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の会費は1社あたり年額5,000円とする。

(その他)

第18条 本会に関する規定に定めるもののほか、本会に関して必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

本会則は、平成12年6月29日より施行する。

付 平成19年5月28日、平成20年5月27日 一部改正

平成21年5月26日 一部改正即日実施